

# ロビーイング奮闘記

飯田 圭子 (IMADR-JCマイノリティ女性に対する複合差別プロジェクトメンバー)

## NGOから女性差別撤廃委員会 (CEDAW) へのランチタイムブリーフィング

女性差別撤廃委員会への情報提供の場と時間が、日本全国から参加してくるNGOの主張を発表するのに十分でないことは早くから予想されていた。そこでIMADR-JCは、日本のNGOが独自に委員に情報提供する場を設けることができる様事前の活発な働きかけを行い、日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク (JNNC)として、日本審査前日 (7月7日)のお昼休みに委員に対して日本個別の情報提供の場をつくることを実現させた。このブリーフィングには多忙のスケジュールにもかかわらず、なんと全委員の半数 (11名) が参加してくれた。ここでは、部落解放同盟中央女性対策部、ウタリ協会札幌支部、IMADR-JCを含む日本の12団体が2分ずつ発言し、続いて委員からの質問を受けた。部落解放同盟の山崎鈴子さんには、通訳をいれて2分という制限がある中、日本から参加していた50名程のNGO参加者にも聞いてもらいたいとの思いがあり、あえて日本語で語られた。非常に

説得力のある声の響きは言語の違いを超えて委員の胸に届いたと確信する。続く北海道ウタリ協会札幌支部の多原良子さんは、その思いを、アイヌ民族の伝統的衣装にもこめて、日本の130年におよぶ同化政策、深刻な差別の連鎖、アイヌ女性の実態調査の必要性を訴えた。

### 委員からでた質問 (抜粋)

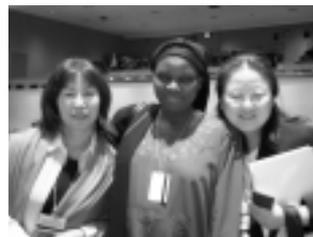
問1：マイノリティ女性の人口と割合を教えてください。

問2：部落差別の起源はなんですか。

## 各委員への個別働きかけ (ロビーイング)

IMADR-JCマイノリティ女性に対する複合差別プロジェクトチームが女性差別撤廃委員会日本報告書審査に参加する大きな目的のひとつは、個々の委員への事前の情報提供と働きかけ (ロビーイング) であった。私たちは審議の合間をぬって積極的に個別に委員へ話しかけ、分かりやすくまとめたマイノリティ女性の情報を提供した。その際、委員の専門分野・興味などを事前に調べて、働きかけにあたる委員を決めておいたため、より効果的なロビーイングができた。

今回一緒に参加した、山崎さんや多原さんとともに、女性差別撤廃委員会委員へ日本のマイノリティ女性の存在と実態、そして私たちの生の声を届けた働きかけが、とても意味のあるとりくみであったことはまちがいない。



ロビーイングの後に。左から多原さん、クワク委員、山崎さん

### 質問に対するNGOの回答

答1：1993年の国勢調査によると、全国で被差別部落の人びとの人口は120万で、4442の部落コミュニティが報告されています。しかし、部落解放同盟は6000の部落コミュニティと300万を越える人がいるであろうと見積もっています。そしてそれは全人口の約2%に相当します。また、2001年の国勢調査によると、移住者、移住労働者、難民の人口は合計で120万人で、それは日本の人口の約1%にあたります。(ただし、第2次世界大戦以前から日本に居住している、朝鮮半島および台湾出身者は含んでいません。) 在日コリアンの人口は非常に大ざっぱな言い方をすれば約100万で、そのうち60数万人は日本国籍をもちません。また、日本政府はアイヌの人口を2万6000人と見積もっていますが、実際にはその10倍以上の人口になるのではないかと考えられています。

答2：歴史的に部落の人びとは「穢多(えた)、または「非人」と呼ばれる階級として社会の最低階級に位置付けられていました。この封建階級制度は16世紀後半から17世紀前半に権力者によって人為的に作られたもので、この階級制度が撤廃された現在でも部落の人びとは社会的地位または門地によって差別され続けています。とくに深刻な問題として雇用・結婚差別などがあります。



NGOランチタイムブリーフィングの様子。女性差別撤廃委員会の委員とNGOが向かい合って座っている

## 審査での委員の発言(抜粋)

ここでは、審議中に委員から日本政府へ向けられた発言のうち、マイノリティ女性、人身売買、人権擁護法案、および女性差別撤廃条約選択議定書に関する部分を、抜粋して紹介します。なお、紙幅の都合上、発言は簡略化し、重複する発言については省略しています。政府回答を含めた全文は、新刊書籍『マイノリティ女性の視点を政策に！社会に！ 女性差別撤廃委員会に本報告書審査を通して』をご参照ください。



### シモノピッチ委員 (クロアチア)

- 政府報告書には多量のデータがあるがマイノリティの女性・少女に関する情報が少ない。次回報告を。



### アフマド日本報告者 (インドネシア)

- 人権擁護法案の現在の状況は。人権委員会の独立性は。法務省から独立していないが、完全に独立しない限り効力はうすい。



### フェレー副議長 (キューバ)

- 男女共同参画基本法や基本計画では、マイノリティ女性・少女への配慮はなされているか。
- 経済的・社会的状況によって、性別によって、マイノリティであることによって周縁化されている彼女たちにどのように権利を保障するのか、報告を。  
アイヌ・部落・沖縄・在日コリアンの女性たちの教育、健康、雇用や社会福祉に関する指標は。マイノリティ女性への暴力に関して情報、分析、もしくは政策はあるか。それぞれの共同体の内部に存在する差別的パターンに関してはどうか。次回報告を。



### ショップシリング委員 (ドイツ)

- 選択議定書は、司法の女性差別についての理解を助けるものとして、むしろ司法の独立を支えるものである。



### フリンターマン委員 (オランダ)

- マイノリティ女性の問題について政府が真摯に検討しようとしていると聞いて嬉しい。



### モルバイ委員 (ハンガリー)

- 今の人権擁護システムはどのような点が不完全なのか。特に女性に関わる部分で、法が整備されれば女性にどのような影響を与えるか。



### クワク委員 (ナイジェリア)

- 報告書にある障害者プランの7ヵ年計画が2002年に終了したが、評価は下されたのか。評価されたならその結果、その影響、そしてさらなる計画などの情報は。日本における障害者の割合は。そのうち女性の割合は。



### シン副議長 (韓国)

- マイノリティ女性の統計必要。
- 人身売買に関する立法の必要性は言うまでもなく、より厳重な刑罰を課すようにすべき。

### マナーロ委員 (フィリピン)

- 事前質問表について。売春した女性、周旋人、ブローカーの訴追について法律ではどうなっているか、という質問への回答がない。



### シルヴァ委員 (ポルトガル)

- 人身売買現象の全体像について、また、入国手続きの保留期間中や留置中に暴力やセクシャル・ハラスメントの被害を防ぐための心理的・医療的・法的支援サービスについて、詳しい情報を提供してほしい。



### カパラタ全体報告者 (タンザニア)

- 女性が意思決定をする立場につくよう、そして特にマイノリティ女性が意思決定過程に参加できるよう、日本政府に促したい。この点での統計も次回報告書に。



### ナンカジャ委員 (ベニン)

- 在日コリアン女性は投票権が制限されているが、なぜこのような状況が続いているのか。
- マイノリティ女性が公的生活・公的役職に関与するよう保障し能力開発をするために、教育、労働条件、男性と同じだけ担うべき家庭責任に関する政策を検討することが緊急に必要。
- 日本人の父親が外国人女性との間にできた子どもを胎児認知せずに出生届提出後に認知すると、その子どもには日本国籍が与えられない。なぜこのような差別が起きるのか。
- 日本人配偶者との同居が外国人女性への在留資格付与の条件であることが、ドメスティック・バイオレンスを引き起こす原因となっている。



### カン委員 (バングラデシュ)

- マイノリティ女性多たちが何らかの教育を受けて労働市場に戻れるよう、どのような措置をとることを考えているか。また、この共同体の女性の多くがまだまだにまったくの非識字状態に置かれているのか。
- 政府の高齢化対策について、また高齢女性の社会的および健康上のニーズについて、情報がほしい。また、マイノリティ女性の平均寿命はどれくらいか。



### アカー議長 (トルコ)

- 非常に重要な問題として強調しておきたいのは、先住民族女性を含むマイノリティの女性が被っている複合差別の問題である。日本において複合差別がどのように女性に影響しているかを判断するために、年齢・人種・民族的出自などが女性に与える影響についての体系的な情報とデータが必要である。まさしくそれが今回の報告書に欠けている。
- 選択議定書批准を前向きに検討するよう、改めて日本政府に要請する。